

前払金の上限額の撤廃に関する取扱について

- 1 上限額を撤廃する請負者
 - ① 中小企業基本法に規定している「中小企業者」（従業員数300人以下、又は資本金3億円以下）
 - ② ①の中小企業者以外で、釧路市の車道除雪業務を5年以上継続して受託している企業
 - ③ ①と②に該当する業者が構成員に含まれている共同企業体

- 2 上限額の1億円が該当する請負者
 - ① 上記①、②、③以外の業者

- 3 建設工事等契約約款について
 - ① 上限額の1億円が該当する請負者との契約書
前払金の条項（建設工事は第34条）第1項中「請負代金額の10分の4以内（前払金額が1億円を超える場合は1億円で打ち切りとする。）の前払金を甲に請求することができる。」と記載されている。
 - ② 上限額を撤廃する請負者
前払金の条項（建設工事は第34条）第1項中「請負代金額の10分の4以内の前払金を甲に請求することができる。」と記載されている。

- 4 業務委託等契約約款について
 - ① 上限額の1億円が該当する請負者との契約書
前払金の条項（業務委託は第34条）第1項中「業務委託料の10分の3以内（前払金額が1億円を超える場合は1億円で打ち切りとする。）の前払金を甲に請求することができる。」と記載されている。
 - ② 上限額を撤廃する請負者
前払金の条項（業務委託は第34条）第1項中「業務委託料の10分の3以内の前払金を甲に請求することができる。」と記載されている。

- 5 債務負担行為等に係る工事
債務負担行為等に係る契約については、各会計年度の出来高予定額の10分の4（業務委託は10分の3）以内とする。

- 6 その他
平成25年3月31日以前に契約をしたもので、完成日（履行期限）が4月1日以降の契約案件は、この前払金の上限額の撤廃については、該当しません。